

事務事業評価シート

事業番号 No. 47		事務事業名 小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金		所管部課 都市計画課						
基礎情報	事業開始時期【1】	平成22年度		実施形態【2】	☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()					
	根拠法令等【3】	西東京市小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金交付要綱								
	総合計画【4】	基本目標			基本施策		施策			
	個別計画【5】	計画	西東京市人にやさしいまちづくり推進計画	施策等①	助成制度の活用によるバリアフリーの誘導	施策等②				
事務事業の概要	事務事業の目的と目指す成果【6】	バリアフリーの誘導の推進に当たり、小規模店舗等の改修工事等を行う者に対する費用の助成								
	事務事業の内容・実施方法等／補助の概要【7】	【補助の概要】 ■支払方法：確定払 ■補助対象：個人、事業者 ■補助対象店舗：平成21年以前に建てられた、床面積200㎡未満の小規模店舗 ■補助対象経費：改修工事等の工事費 ■補助率：定率補助 （1）基本改修工事費助成 対象経費の1/2（上限50万円） （2）簡易改修工事費助成 対象経費の1/2（上限5万円または10万円 ※工事内容による） （3）コミュニケーションツール作成等助成 対象経費の全額（上限2.5万円） ■国・都補助の有無：あり（地域福祉推進区市町村包括補助事業） ■上乗せ横出し補助の有無：なし ■令和6年度に制度を拡充し上記（2）及び（3）を追加した								
事業費データ	項 目	令和5年度（決算額）		令和6年度（決算額）		令和7年度（決算見込額）		令和8年度（予算額）		単位
	事業費計【8】	0		0		0		650		千円
	財 国庫支出金・都支出金							325		
	財 源 内 その他（ ）									
	財 源 内 一般財源	0		0		0		325		
	人件費計【9】	201		223		223		223		
	内 正規職員	0.03 人	201 千円	0.03 人	223 千円	0.03 人	223 千円	0.03 人	223 千円	
内 会計年度任用職員	人	0 千円	人	0 千円	人	0 千円	人	0 千円		
総コスト	201		223		223		873			
活動実績【10】	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	① 補助金の周知活動回数	0	0	10	12	11	13	13	13	回
②										
成果指標【11】	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	助成金の申請件数	1	0	4	0	4	0	4	3	件
	① 【成果指標の説明】	市報掲載、SNS配信、パンフレット配布等のさまざまな周知に取り組んできた。								
	② 【成果指標の説明】									
事業環境等	事業実施においての課題点と改善に向けての取組【12】	当該事業について認知されていないことが課題と認識している。バリアフリー化の推進に向けて、令和6年度には制度を拡充し、助成メニューを1つから3つに増やし、周知活動についても取り組んだが、助成対象となる建築物が限定されており、助成金額の上限もあるため、制度としての制約は多い。								
	他団体の実施状況【13】	事業名称や補助対象メニューが自治体により異なるため、比較は困難であるが、本市と同様に改修工事等に対して補助を行っている自治体は26市中4市程度であり、その中では中程度の補助額となっている。								
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有								
	☒ 無									

【検証項目】

検証項目 【15】			一次評価	二次評価	本部評価	
	必要性	事業の実施が国・都の法令等で定められている	非該当	非該当		
		市が主体となって実施しない場合、市域内における当該サービスの提供が不十分になる恐れがある	該当	該当		
		現下の社会経済情勢に見合った事業である	該当	該当		
	有効性	成果指標の達成状況はどうか	2	2	0	/9
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の対象は適切か	3	3		
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の内容・実施方法は適切か	1	1		
	効率性・経済性	業務プロセスに改善の余地はないか	2	2	0	/9
		投入したコストが活動実績に見合っているか	1	1		
		国・都の補助金や受益者負担など、一般財源以外の財源確保がされているか	3	3		

【一次評価・二次評価】

一次評価 【16】	必要性	小規模店舗等のバリアフリー化は、平成21年10月1日以降、東京都福祉のまちづくり条例において遵守義務となっているが、平成21年9月30日以前は適合努力義務だったため、本制度の必要性は高い。	二次評価 【17】	必要性	これまで、平成23年度以降の実績が3件、コロナ渦の影響もあるがここ5年間0件と実績がない。補助を実施している自治体も26市中4市程度と多くなく、見直しの検討も必要と考えるが、趣旨に掲げるバリアフリーの誘導の推進の実現の観点から必要性は高いと考える。
	有効性	人にやさしいまちづくり推進計画において、施策の一つとして小規模店舗等の入口の段差解消をはじめとするバリアフリー化を推進することで、すべての市民が社会参加できるよう支援しており、利用が促進されることにより有効性が確保される。		有効性	小規模な床面積において、段差解消などの改修工事の実施は難しいと考えるが、便所改修など比較的实施しやすいメニューも設定されており、事業自体は適切であるとする。一方で、市民や事業者にとって、より活用しやすい補助制度となるよう、検討する必要がある。
	効率性・経済性	対象となる面積の拡大や簡易にできるメニュー等を追加し事業の推進を行っている。 東京都の区市町村包括補助事業において、一般財源以外の財源は確保している。		効率性・経済性	課題に掲げているとおり、周知に関する改善が必要であるとする。包括補助事業により、一般財源以外の財源は確保されているが、実施した周知活動に投入したコストに対して、実績が0であることから、十分な活動実績に見合っているとはいえないと考える。

【外部評価】

評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】	

【行革本部評価】

	コストの方向性	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	総合評価	
	必要性	

改善の方向性と今後のスケジュール【19】	
----------------------	--